

兵庫県公報

令和2年12月11日 金曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う家きん等の搬出制限（畜産課）	1

告 示

兵庫県告示第1308号の2

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和26法律第166号）第32条第1項及び家畜伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の措置を定める規則（昭和39年兵庫県規則第80号）第3条の規定に基づき、次のとおり家畜及び物品の搬出を制限することを命ずる。

令和2年12月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 搬出を制限する家畜の種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
- 搬出を制限する物品
病原体を広げるおそれのある物品
- 搬出を制限する区域
発生農場から半径10キロメートル以内の下記区域
佐用郡佐用町西大畠、小日山、大日山、西新宿、上秋里
赤穂郡上郡町岩木丙、旭日甲、八保丙、行頭
- 搬出を制限する期間
令和2年12月11日から当分の間